

別紙 5 養蜂等振興強化推進

第 1 事業の実施方針

今後、養蜂等の振興を図る上では、近年の蜜源植物の植栽面積の減少等により、飼養者間の蜂群配置をめぐりトラブルが発生していること、農薬等による被害から蜜蜂を退避させるための十分な蜜源の確保が困難になっていること、また、養蜂家の高齢化や人手不足の進行、ダニ被害の深刻化といった課題に加え、近年の天候不順等により花粉交配用蜜蜂の需給がひっ迫傾向にあること、さらに、花粉交配に利用されているセイヨウオオマルハナバチが平成 18 年に特定外来生物に指定されたことにより在来種マルハナバチへの転換加速化が急務となっていることといった課題に対応する必要がある。

これらを踏まえ、本事業では、養蜂振興法（昭和 30 年法律第 180 号。以下「法」という。）に基づき、蜜源植物の確保、植栽状況等の実態把握、蜂群配置調整の適正化、ダニの防除手法を中心とした飼養衛生管理技術の普及に向けた取組、花粉交配用昆虫の安定確保を図るための園芸産地と養蜂家の連携、在来種マルハナバチの利用拡大、健全な蜂群の供給に向けた技術導入を支援する。

第 2 事業の内容

本事業は、地域の実態を踏まえた蜜源植物の植栽・管理、蜜源植物の植栽状況等の実態把握、花粉交配用昆虫の安定確保に向けた取組等への支援を行う地域公募事業と全国規模で取り組む飼養衛生管理技術の向上や蜂群配置調整の適正化等を図るための養蜂関連データの蓄積・活用に向けた取組等への支援を行う全国公募事業から構成される。

事業ごとの取組内容、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。

1 地域公募事業

I に定めるとおりとする。

2 全国公募事業

II に定めるとおりとする。

I 地域公募事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

(1) 本事業の内容は、以下のとおりとする。

ア 蜂群配置調整適正化支援事業

事業実施主体は、蜂群配置調整の適正化等に向けた環境整備のため、次に掲げる取組を行うことができるものとする。ただし、原則として以下の(ア)から(エ)までの取組を全て行うものとする。

(ア) 検討会議の開催

各都道府県における蜂群の適正配置等を図るための蜜源植物の植栽・管理、実態把握等について、養蜂家（業として蜜蜂の飼育を行う者（都道府県単位の養蜂協会等の養蜂グループの代表者を含む。）をいう。以下同じ。）、都道府県、市町村、農林業者団体、学識経験者等による植栽検討会議を開催する。

(イ) 蜜源植物の植栽・管理

新規・拡大地区での蜜源植物の植栽・管理（保護柵設置等）及び既存地区での蜜源植物の管理を行う。

(ウ) 蜜源植物の植栽状況等の実態把握

蜂群の位置情報や蜜源植物の植栽状況等、蜂群配置調整の適正化に資するデータ収集に向けた実態把握調査等を実施する。

(エ) 蜜源植物の保護・増殖推進のための普及啓発の取組

蜜源植物の保護・増殖推進に向け、養蜂の正しい知識、蜜蜂の農業生産への貢献等の普及啓発のためのパンフレットの作成等を行う。

イ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

花粉交配用蜜蜂の安定調達を図るため、次に掲げる取組を行うことができるものとする。ただし、(イ)⑤のみ又は(イ)⑤及び(ウ)のみに取り組む場合を除き(ア)に掲げる取組は必ず行うものとする。

(ア) 協力プランの作成

園芸農家や養蜂家等が参画する検討会を開催し、園芸農家と養蜂家が連携して花粉交配用蜜蜂の安定確保を図るための具体的な取組を記載した協力プラン（以下「協力プラン」という。）を作成する。作成に当たっては、園芸農家における花粉交配用蜜蜂の適切な管理の徹底に関する具体的な取組の記載を必須とする。また、必要に応じて情報収集のための先進地視察等を行う。

(イ) 花粉交配用蜜蜂の安定確保のための技術実証

協力プランに記載する①花粉交配用蜜蜂の効率的な増殖技術、②生分解性プラスチック巣箱の利用、冬季の蜜蜂の消耗軽減等の蜜蜂の長寿命化に資する利用技術、③台風やダニ、スズメバチ等の被害防止のための技術、④園芸農家の適切な管理技術、⑤蜜蜂以外の花粉交配用昆虫を使った代替併用技術等の実証を行い、技術マニュアルの作成に必要なデータを収集する。

(ウ) マニュアルの作成、講習会の開催等

技術マニュアルの作成、園芸農家又は養蜂家向けの技術講習会の開催等、技術の普及のための取組を実施する。

ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

事業実施主体は、在来種マルハナバチの利用拡大を図るため、次に掲げる取組を行うことができるものとする。ただし、以下の（ア）及び（イ）に掲げる取組は必ず行うものとする。

（ア）検討会の開催

在来種マルハナバチの適切な利用方法並びに地域への定着及び普及に向けた方策等を検討するための会議を開催する。

（イ）利用技術の実証・展示

在来種マルハナバチの適切な利用技術の確立を図るため、利用技術の実証・展示ほ場を設置して、適切な利用方法等の検証等を行うとともに、利用技術マニュアルの作成に必要なデータを収集する。

（ウ）先進地視察、マニュアルの作成、講習会の開催等

情報収集のための先進地視察、利用技術マニュアルの作成、園芸農家向けの利用技術講習会の開催等、利用技術の普及のための取組を実施する。

（２）補助対象経費

ア 蜂群配置調整適正化支援事業

検討会議の開催や蜜源植物の植栽・管理、実態把握調査及び普及啓発の取組の実施に要する経費。ただし、以下の（ア）から（ウ）までに留意することとする。

（ア）新規・拡大地区に係る経費は蜜源植物の植栽・管理に要する経費を補助対象とし、既に蜜源植物の植栽が行われている既存地区に係る経費は管理に要する経費のみ補助対象とする。ただし、既に蜜源植物の植栽が行われていた場所のうち、熊被害等により蜜源として定着していなかったもの及び植栽場所における蜜源量が配置する蜂群数に対し不足していたものは、新規・拡大部分とみなす。

（イ）土地の借上費については、補助対象としない。蜜源植物を植栽する土地については、蜜源植物からの採蜜を予定している間は、当該植栽した土地を利用できるよう措置されているか事業実施主体において確認するものとする。

（ウ）植栽する蜜源植物については草花や樹木などを対象とするが、ニセアカシア（学名：ハリエンジュ）等、農林水産省及び環境省が平成 27 年 3 月に公表した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に位置付けられている植物の植栽は補助対象としない。

イ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

（ア）協力プランの作成

協力プランの作成のための検討会の開催に必要な会場借料、印刷製本費、消耗品費、委員旅費、先進地視察に必要な専門家旅費等。

（イ）花粉交配用蜜蜂の安定確保のための技術実証

花粉交配用蜜蜂の効率的な増殖技術、長寿命化に資する利用技術、台風やダニ、スズメバチ等の被害防止のための技術等の実証に必要な資材購入費、

実証用蜜蜂の購入費、実証用代替花粉交配用昆虫の購入費、追加的に必要となる農薬等の生産資材の掛増経費、データ収集に係る消耗品費及び人件費等。

(ウ) マニュアルの作成、講習会の開催等

技術マニュアルの作成に必要な印刷製本費、人件費、委託費等、園芸農家又は養蜂家向け利用技術講習会の開催に必要な会場借料、印刷製本費等。

ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

(ア) 検討会の開催

検討会の開催に必要な会場借料、印刷製本費、消耗品費、委員旅費等。

(イ) 利用技術の実証・展示

実証・展示ほ場の設置に必要なほ場の借上げ相当経費、実証・展示ほ場に導入する在来種マルハナバチの購入費、追加的に必要となる肥料や農薬、被覆資材等の生産資材の掛増経費、データ収集に係る消耗品費及び人件費等。

(ウ) 先進地視察、マニュアルの作成、講習会の開催等

先進地視察に必要な専門家旅費、利用技術マニュアルの作成に必要な印刷製本費、委託費、園芸農家向け利用技術講習会の開催に必要な会場借料、印刷製本費、消耗品費、委員旅費等。

(3) 次の取組は国の助成の対象としない。

ア 国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組

イ 特定の個人又は法人の資産形成につながる取組

2 補助要件

(1) 事業実施主体

ア 蜂群配置調整適正化支援事業

本要領別表 1 の 5 (1) の事業実施主体の補助要件は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 本要領別表 1 の 5 (1) アの事業実施主体の欄に掲げる協議会は、都道府県及び養蜂家に加え、市町村、植栽場所の提供者等の園芸農家、農業協同組合、試験研究機関等により構成されていること（都道府県及び養蜂家の参加は必須とする。）。

(イ) 事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

(ウ) 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(エ) 本事業の取組において、1 本以上の樹木が植栽されること。

イ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

本要領別表 1 の 5 (1) イの事業実施主体の欄に掲げる農業者が組織する団体及び花粉交配用蜜蜂安定調達協議会（以下「花粉交配用蜜蜂安定調達協議会等」という。）について、補助要件は次に掲げるとおりとする。

(ア) 原則 5 戸以上の園芸農家及び 1 戸以上の養蜂家が事業に参加すること。第

1 の 1 の (1) イの (イ) ⑤のみ又は (イ) ⑤及び (ウ) のみに取り組む場合は、原則 5 戸以上の園芸農家と都道府県（普及指導センター及び試験場も可とする。以下同じ。）が事業に参加すること。

(イ) 事務手続を適正かつ効率的に行うため、花粉交配用蜜蜂安定調達協議会等の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした花粉交配用蜜蜂安定調達協議会等の運営等に係る規約（以下「花粉交配用蜜蜂安定調達協議会等規約」という。）が定められていること。

(ウ) 花粉交配用蜜蜂安定調達協議会等規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(エ) 花粉交配用蜜蜂安定調達協議会にあっては、都道府県（普及指導センター及び試験場も可とする。）、園芸農家及び養蜂家を必須構成員とすること。
なお、第 1 の 1 の (1) イの (イ) ⑤のみ又は (イ) ⑤及び (ウ) のみに取り組む場合は、養蜂家を必須としない。

ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

本要領別表 1 の 5 (1) ウの事業実施主体の欄に掲げる農業者が組織する団体及び在来種マルハナバチ利用拡大協議会（以下「在来種マルハナバチ利用拡大協議会等」という。）について、補助要件は次に掲げるとおりとする。

(ア) 原則 5 戸以上の園芸農家が事業に参加すること。

(イ) 事務手続を適正かつ効率的に行うため、在来種マルハナバチ利用拡大協議会等の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした在来種マルハナバチ利用拡大協議会等の運営等に係る規約（以下「在来種マルハナバチ利用拡大協議会等規約」という。）が定められていること。

(ウ) 在来種マルハナバチ利用拡大協議会等規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(エ) 在来種マルハナバチ利用拡大協議会にあっては、都道府県及び園芸農家を必須構成員とすること。

3 成果目標の設定

成果目標及び目標年度は、以下のとおりとする。

(1) 成果目標

ア 蜂群配置調整適正化支援事業

飼育箱数（蜂群数）が令和 4 年 1 月 1 日現在の飼育箱数（蜂群数）と比べ増加（蜜源植物の植栽を、農薬被害又は熊被害からの退避を目的として行う場合若しくは土地の確保等の関係から 1 の (1) のアの (イ) のメニューに取り組めない場合は、「蜂群の維持」でも可）。又は蜜蜂の生存率の向上。

又は事業実施地域における蜜源植栽面積に占める樹木の植栽割合の向上。

イ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

事業実施地域において①養蜂家から園芸農家への花粉交配用蜜蜂の供給率

(※1) が 100%となること又は②園芸農家から養蜂家に返却された蜂群の生存率(※2) が事業実施前から5ポイント以上向上すること又は③代替花粉交配用昆虫利用率(※3) を事業実施前から20ポイント以上増加させること。(③については第1の1の(1)イの(イ)⑤に取り組む場合のみ選択可能な目標とする)。

(※1) 供給率＝実際に養蜂家が供給した巣箱数／園芸農家が必要とした巣箱数

(※2) 生存率＝園芸農家から養蜂家に返却された蜂群数(枚数)／養蜂家から園芸農家に貸し出す前の蜂群数(枚数)

(※3) 代替花粉交配用昆虫利用率＝蜜蜂以外の花粉交配用昆虫を利用(併用)する園芸農家数／花粉交配用昆虫を利用する園芸農家数

ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

事業実施地域において対象作物の栽培にマルハナバチを利用する園芸農家数に占める在来種マルハナバチを利用する農家数の割合を事業実施前から20ポイント以上増加させること。

(2) 目標年度

ア 蜂群配置調整適正化支援事業

実施年度の翌年度とする。

イ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

実施年度の3年後とする。

ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

実施年度の3年後とする。

4 募集方法等

本事業の募集方法は、ア 蜂群配置調整適正化支援事業については畜産局長、イ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業及びウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業については農産局長が別に定める公募要領による。

5 審査基準

本要領別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 実効性

ア 事業内容は養蜂業の振興や花粉交配用昆虫の安定確保への直接的な効果が期待できるものとなっているか。

イ 養蜂家や園芸農家のニーズに対応した事業内容となっており、事後評価手法は具体性があるか。

ウ 地域における課題が十分に分析されているか。

エ 地方公共団体の関係部局が連携した推進体制となっているか。

オ 協議会の構成員に事業内容に直結した技術指導の経験のある者が含まれているか。

(2) 波及効果

ア 蜂群配置調整適正化支援事業

(ア) 蜜源植物の植栽面積が合計3ha以上増加する計画となっているか。

(イ) 飼育箱数を3%以上増加(生存率が5%以上の向上)又は維持(農薬被害等からの退避が関与する場合のみ)する計画となっているか。

(ウ) 長期的な蜜源として利用可能な蜜源樹木を 200 本以上植栽する計画となっているか。

(エ) 協議会を構成する都道府県において、蜂群配置調整の適正化に資する取組（蜜源植栽等）を支援する予算が公募年度の前年度に成立したか。

(オ) 実態把握調査により得られるデータを蜂群配置調整に活用する計画となっているか。

イ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

(ア) 対象作物の栽培に花粉交配用蜜蜂を利用している園芸農家のうち、協議会に参加しているものの割合が 60%以上であるか。

(イ) 利用技術マニュアルを作成する計画となっているか。

(ウ) 園芸農家又は養蜂家向け講習会を開催する計画となっているか。

(エ) 蜜蜂の安定調達に資する技術実証を行う計画となっているか。

(オ) 10 戸以上の園芸農家が事業に参加する計画となっているか。

ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

(ア) 成果目標の指標が、事業実施前と比べ 60 ポイント以上増加するか。

(イ) 利用技術マニュアルを作成する計画となっているか。

(ウ) 園芸農家向け講習会を開催する計画となっているか。

(エ) 利用技術の実証成果を都道府県全域で普及する計画となっているか。

(オ) 10 戸以上の園芸農家が事業に参加する計画となっているか。

第 2 事業実施計画等

本要領本体第 5 の 1 に基づく事業実施計画の作成及び提出は、以下のとおりとする。

(1) 蜂群配置調整適正化支援事業

事業実施主体は、別添 1－1 に基づき蜂群配置調整適正化支援事業の事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

(2) 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

事業実施主体は、別添 1－2 に基づき花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業の事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて地方農政局長に提出するものとする。

(3) 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

事業実施主体は、別添 1－3 に基づき在来種マルハナバチの利用拡大支援事業の事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて地方農政局長に提出するものとする。

第 3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第 6 の 1 に基づき、別添 2 により地方農政局長へ事業実施状況の報告を行うものとする。

イ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業又はウ 在来種マルハナバチの利用拡大

支援事業に取り組む事業実施主体は、環境負荷低減及び農作業安全の向上を図るため、事業に従事する協議会構成員のうち農業者全員に別添２補第５添付書類（１）みどりのチェックシート（以下「チェックシート」という。）を配布するものとする。チェックシートを受領した農業者は、チェックシートによる自己点検を実施し、事業実施主体へ提出するものとする。事業実施主体は、提出されたチェックシートを取りまとめ、事業実施状況報告書と併せて地方農政局長に提出するものとする。

２ 事業の評価

事業実施主体は、本要領本体第７の１（１）に基づき、別添３により自己評価を行い、地方農政局長に報告を行うものとする。

Ⅱ 全国公募事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

事業実施主体は、法に定める蜜蜂飼育の届出義務及び蜜蜂の適正管理等に係る義務に対応するとともに、蜂群配置調整の適正化、花粉交配用蜜蜂群の供給体制の強化、ダニの防除手法を中心とした衛生管理や飼養管理の高度化・省力化のための取組等を行うことを目的として、原則として以下の（１）から（４）までの全ての取組を行うものとする。

（１）事業推進委員会の設置・運営

養蜂を取り巻く諸課題の解決による養蜂経営の健全な発展を実現するため、養蜂家、行政関係者、学識経験者等からなる事業運営に必要な委員会を開催するものとする。

（２）養蜂関連データの蓄積・活用に向けた取組

ア 検討会の開催・地図データの作成

蜂群配置調整の適正化に向けて、必要なデータや収集方法の検討を行うとともに、モデル地区における蜜源等地図情報データの作成・普及等を実施するものとする。

イ 優良事例調査等の実施

適正な蜂群配置調整や先進的な飼養管理技術を実践している先進地域に関する事例調査等を実施するものとする。

（３）花粉交配用蜜蜂群の供給体制の強化に向けた取組

ア 検討会の開催

需要者ニーズに応じた花粉交配用蜜蜂群の安定供給を達成するために必要な情報収集、技術実証の企画等を実施するものとする。

イ 実証試験等の実施

安定的かつ効率的な花粉交配用蜜蜂群の管理技術に関する実証試験の実施、試験結果の取りまとめ、技術導入マニュアルの作成等を実施するものとする。

（４）飼養衛生管理技術向上に向けた取組

ア 講習会等の開催

地域で蜜蜂の飼養衛生管理等の技術指導を行う者を育成するための講習会の開催、講習会に必要な新たな知見等を取り入れた飼養衛生管理技術指導手引書の作成等を実施するものとする。

イ 飼養管理技術の高度化・省力化技術実証の実施

飼養管理を省力化するIoT技術等に関する検討会の開催、モデル実証試験の実施、試験結果の取りまとめ及び技術導入マニュアルの作成等を実施するものとする。

ウ ダニの総合的な防除手法の検討

蜜蜂飼育者における薬剤の使用状況及び薬剤に耐性のあるダニの発生状況の実態把握調査、ダニ防除の新薬の実用化に向けたデータ収集等を実施するものとする。

2 補助対象経費

- （１）事業推進委員会の設置・運営に係る委員謝金、委員旅費、会場借料、通信運搬費、賃金等

- (2) 養蜂関連データの蓄積・活用に向けた取組に係る調査員謝金、調査員旅費、委員謝金、会場借料、資料印刷費、通信運搬費、賃金、委託費等
- (3) 花粉交配用蜜蜂群の供給力強化に向けた取組に係る委員謝金、委員旅費、機器導入費、消耗品費、会場借料、賃金、委託費等
- (4) 飼養衛生管理技術向上に向けた取組に係る委員謝金、委員旅費、会場借料、通信運搬費、講習会用資材費、機器導入費、賃金、委託費等

3 補助要件

- (1) 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
- (2) 本要領別表 1 の 5 (2) の事業実施主体の欄の協議会は、次に掲げるとおりとする。

ア 事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

イ 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

- (3) 事業実施計画が事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (4) 事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、全国に効率的に普及させ、養蜂振興につなげる能力を有すること。

4 成果目標の設定

成果目標は、以下のア及びイの両方を設定するものとする。

ア 蜂群配置調整の適正化に資する調査・分析等を 1 つ以上実施すること。

イ 本事業で実施する講習会等において、合計 100 名以上に対して蜜蜂の飼養衛生管理等に関する技術等を情報提供し、養蜂振興につなげること。

5 募集方法等

本事業の募集方法は、畜産局長が別に定める公募要領による。

6 審査基準

本要領別表 4 の 2 の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 実効性

ア 事業内容は養蜂業の振興や花粉交配用昆虫の安定確保への直接的な効果が期待できるものとなっているか。

イ 養蜂家や園芸農家のニーズに対応した事業内容となっており、事後評価手法は具体性があるか。

ウ 委員会の構成員に、西洋蜜蜂又は日本蜜蜂の飼育及び技術指導の経験がある者が含まれているか。

エ 委員会の構成員に蜜蜂に関する学識経験者が含まれているか。

オ 委員会の構成員に蜜蜂の衛生管理の指導経験がある行政関係者が含まれているか。

(2) 波及効果

- ア 事業実施主体の養蜂における知見・専門性は十分であるか。
- イ 講習会の内容に、現場の課題に対応する内容が含まれているか。
- ウ 講習会において、開催地域の技術指導者による指導が見込まれ、小規模な蜜蜂飼育者にも波及する内容であるか。
- エ 蜂群配置調整の適正化に関する取組において、都道府県等と連携する体制が構築されているか。
- オ 事業計画において、実施した実証調査等の調査結果の普及方法について計画が立てられているか。

第2 事業実施計画等

事業実施主体は、本要領本体第5の1に基づき、別添4により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて畜産局長に提出するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、別添5により事業実施状況報告書を作成し、畜産局長に提出するものとする。

2 事業の評価

- (1) 事業実施主体は、本要領本体第7の1(1)に基づき、別添6により成果報告書を作成し、畜産局長に提出するものとする。
- (2) 畜産局長は、事業実施主体から(1)の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別添7により評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第4 その他

1 次の取組は、国の助成の対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体から他に直接又は間接に補助金等の交付を現に受け、又は受ける予定の取組
- (2) その成果について、その利用を制限し、公共の用に供さない取組

2 成果の普及

- (1) 事業実施主体は本事業の趣旨に鑑み、成果を普及するため、新聞、図書、雑誌論文等の印刷物やインターネット等で本事業における成果等を公表し、地区推進の取組に情報・技術の提供をするものとする。
- (2) 事業実施主体は、畜産局長が本事業による成果の普及を図ろうとするときには、これに協力しなければならない。

3 知的財産権の取扱

- (1) 事業実施主体は、本事業により成果が得られ、知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等。以下同じ。）の権利の出願、取得を行った場合には、別添8により状況を取りまとめ、遅滞なく畜産局長に提出するものとする。

(2) 事業実施年度及び事業実施年度の翌年度以降の5年間において、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に畜産局長と協議して承諾を得るものとする。

(3) 事業実施主体は、国が公共の利益を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を許諾しなければならない。

4 収益納付

(1) 事業実施主体は、補助事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は当該特許権を利用する権利の設定等、事業を実施することにより収益が発生した場合は、事業実施年度及び事業実施年度の翌年度以降の5年間、毎年、収益の状況を記載した収益状況報告書を別添9により作成し、収益が発生した当該年度の翌年度の6月末日までに畜産局長に提出するものとする。

(2) 畜産局長は、(1)の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認めた場合には、交付された補助金の額を限度として、次の算式により算定した額について、事業実施主体に納付を命じるものとする。

【本事業に係る事業化により収益が生じた場合】

納付額 = (収益の累計額－補助事業の自己負担額) × (補助金総額／企業化に係る総費用) × 企業化利用割合－前年度までの納付額

ア 式中の「収益の累計額」とは、補助事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益の当該年度までの累計額をいう。

イ 式中の「企業化に係る総費用」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該製品の製造に係る設備投資等に要した費用の合計額をいう。

ウ 式中の「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める補助事業の成果物の製造原価の割合をいう。

【本事業に係る特許権等の譲渡又は当該特許権を利用する権利の設定等により収益が生じた場合】

納付額 = (収益の累計額－補助事業の自己負担額) × (補助金総額／補助事業に関連して支出された技術実証費総額)－前年度までの納付額

ア 式中の「収益の累計額」とは、特許権等の譲渡又は当該特許権を利用する権利の設定により生じた収益額の当該年度までの累計額をいう。

イ 式中の「補助事業に関連して支出された技術実証費総額」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該特許権等を得るために要した補助事業以外の技術実証費の合計額をいう。